

解体工事、リフォーム工事、維持修繕工事 などの解体等工事を行う場合には
大気汚染防止法に基づく

ア ス ベ ス ト
石綿事前調査が
必要です!

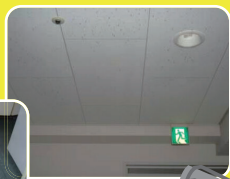
工事の発注者の皆様も事前調査の実施にご協力ください。

こんなところにも石綿が
あるかもしれません!

床



天井



軒天

木造
一戸建てでも

マンションでも



工場でも



石綿事前調査の対象となる工事

原則として、すべての解体等工事が対象となります。

対象となる工事の例

解体工事、リフォーム工事、エアコン取付け工事、壁紙の張替え工事、
外壁工事、塗装工事、原状回復工事、給湯器交換工事、
キッチン・トイレ・浴室交換工事、通信機器設置工事、
屋根の葺き替え工事、太陽光パネル設置工事、耐震補強工事 等

詳しくはコチラ



https://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/index.html

適切な事前調査を行わないままに工事を実施すると、
石綿が飛散し、発注者、作業者、周辺住民の方の健康被害につながる
可能性があります。

石綿の飛散を防ぐために



適正な業者に工事を依頼してください。

以下のような業者には注意しましょう！

- ✕ 石綿事前調査の費用を見積に盛り込んでいない。
- ✕ 調査に必要な資格(建築物石綿含有建材調査者)がない。
- ✕ 調査の結果を書面で報告してこない。



工事業者が適正に調査を行えるようご協力ください。

法律により、工事の発注者は工事業者が適正に石綿事前調査を行えるよう協力することが求められています。

- ・ 適正な費用の負担をお願いします。
- ・ 事前調査の実施期間を踏まえて工期への配慮をお願いします。
- ・ 調査に必要な設計図書等の提供や建物の写真の撮影許可をお願いします。

事前調査に関するよくあるご質問

Q1 事前調査ってどんなことをするの？

A1 原則として、調査に必要な資格を持つ者が、設計図書等を調べる「書面調査」と現地で建材等を確認する「目視調査」を行います。

上記で石綿の有無が明らかにならない場合には、「分析調査」を行うか「石綿が有るものとみなして、法に基づく石綿飛散防止措置を講じた上で工事する」こともできます。なお、一定規模以上の工事の場合、元請業者から所管の地方公共団体に事前調査結果を報告する義務があります。

Q2 小規模の工事でも 事前調査は必要ですか？

A2 必要です。

小規模の工事でも石綿が飛散する可能性があるため、原則として、工事の金額や建物の規模にかかわらず調査が必要です。

Q3 新しい建物でも 事前調査は必要ですか？

A3 必要です。

新しい建物であっても事前調査は必要です。ただし、アスベストが全面禁止された2006年9月1日以降に設置の工事に着手したことが明らかな建築物の場合は、設計図書等の書面で着工日を調査するだけで構いません。

環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館

TEL 03-3581-3351 (代表) <https://www.env.go.jp/>